

令和8年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果

＜算定条件等＞

○市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。

○所得係数 β は、国が示した係数（医療分 $\div 0.9172$ 、支援金分 $\div 0.9149$ 、介護分 $\div 0.8727$ 、子ども分 $\div 0.9172$ ）を用いている。

応能比率：応益比率＝医療分47.8：52.2、支援金分47.8：52.2、介護分46.6：53.4、子ども分47.8：52.2

○追加公費については、1,860億円（全国ベース）のうち、国が本県分として示した係数を算入している。

○県全体の保険給付額と納付金（保険料収納必要総額）の収支不足が生じることのないよう、国が示す確定係数を補正し、一人当たり2,612円の減額補正を行う。

○過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、保険料率水準の統一までの間は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の個別財源とする。

○「一人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料収納必要額の1人分をいう。

市 町	算定結果〔一人当たり〕					被保険者数(推計値)	
	(令和7年度)		(令和8年度)			一 般 ※2	介護2号 ※2
	保険料収納 必要額 ① 円	国保事業費 納付金 ※1 ② 円	保険料収納 必要額 ③ 円	前年度 ④ ①に対する増減率 % (=③-①)/①*100	国保事業費 納付金 ※1 ⑤ 円		
広島市	165,001	169,625	167,631	1.59	172,531	166,564	56,917
呉 市	151,435	165,137	154,554	2.06	171,546	28,426	9,289
竹原市	147,610	164,569	151,731	2.79	176,989	3,778	1,202
三原市	151,674	164,416	156,177	2.97	168,068	14,555	4,348
尾道市	154,056	159,654	157,746	2.40	169,823	21,532	6,975
福山市	153,202	160,312	156,256	1.99	168,373	69,594	22,687
府中市	153,348	158,882	156,717	2.20	166,290	5,445	1,743
三次市	163,030	163,782	167,927	3.00	176,223	7,772	2,318
庄原市	158,183	156,706	163,747	3.52	161,459	5,068	1,316
大竹市	158,533	166,699	162,316	2.39	174,504	4,296	1,357
府中町	169,179	172,778	172,893	2.20	173,248	6,856	2,416
海田町	162,646	163,486	166,078	2.11	166,326	3,787	1,236
熊野町	159,710	157,291	162,742	1.90	179,572	3,137	1,116
坂 町	150,825	161,476	155,126	2.85	168,578	1,686	542
江田島市	162,230	171,867	166,084	2.38	190,098	4,304	1,400
廿日市市	168,230	165,051	172,610	2.60	171,876	18,191	5,433
安芸太田町	149,848	157,544	155,420	3.72	172,693	1,020	292
北広島町	162,230	163,505	166,284	2.50	172,394	2,912	830
安芸高田市	157,616	165,561	163,825	3.94	171,692	4,213	1,206
東広島市	159,167	160,068	163,296	2.59	168,654	27,683	7,911
大崎上島町	159,110	167,022	165,086	3.76	175,432	1,099	343
世羅町	158,041	162,108	162,932	3.09	169,490	2,707	748
神石高原町	158,220	160,103	163,037	3.04	163,005	1,439	381
全 県	159,875	165,311	163,207	2.08	171,186	406,064	132,006

《注記》

※1：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。

※2：国保事業費納付金算定の基となった、令和8年度被保険者数（推計値）